

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-01	戦略プラン	○協働 ○業務 ●財務 ○人事	
事務事業名	職員人件費（滞納整理強化）	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田
		担当者名	大野	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	職員人件費（実績分）			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	6年度	根拠	職員の給与に関する条例	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために			
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進			
	施策	03 税収の安定的な確保			
目的	住民税等について、昼間の不在者や平日連絡をとれない滞納者に対し、休日に納税相談及び納税交渉を行うことにより、徴収率の向上並びに税収の安定的な確保を図る。				
対象者等	区税滞納者への文書催告、昼間臨戸、電話催告を行っても反応がなく、連絡のとれない区民税等の滞納者。				
内容	平成14年度から、クライアントサーバー方式による滞納整理支援システムが稼動した。これにより、ホストコンピュータが稼動していない休日・平日夜間も滞納情報の共有化が可能となった。このシステムを活用し、休日に納税窓口を開設している。平成26年度は年6回（4、7、9（土日の両日）、12、2月）に開設した。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度から昼間不在者に対する納税交渉の徹底のため導入。 ・平成8年度から滞納整理の強化策として納税係の職員一斉による日曜日の電話催告を導入。 ・平成9年度から日曜日は、電話催告に加え臨戸交渉を行うこととした。 ・平成12年度は、試行として、日曜日に加え土曜日の電話催告・臨戸交渉を実施（年2回） ・平成13年度は、休日の窓口開設、電話催告及び臨戸交渉を実施（年4回） ・平成14年度から19年度は、休日・平日夜間の窓口開設、電話催告を実施（年3回） ・平成20年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年1回） ・平成21年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年5回） ・平成22年度は、休日の窓口開設を実施（年4回） ・平成23年度は、休日の窓口開設を実施（年5回） ・平成24、25、26年度は、休日の窓口開設を実施（年6回） 				
必要性	滞納案件の縮減と新たな滞納抑止をめざす観点からも休日の納税相談、納税交渉は、必要となる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・広報 催告書及び区報で、休日の窓口開設を区民に周知 ・実施時期・窓口開設時間 4、7、10、12、3月 日曜日午前9時～午後5時（8時間）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
①決算額（27年度は見込み）		2,447	2,476	2,500	2,500	2,438	2,879	2,500
②人件費等		83,069	94,699	86,872	87,688	93,259	94,821	
③減価償却費			31,548	32,935	37,724	44,954	47,530	
【事務分担量】（%）		1,020	1,086	1,059	1,169	1,330	1,462	
合計（①+②+③）		85,516	128,723	122,307	127,912	140,651	145,230	2,500
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源		85,516	128,723	122,307	127,912	140,651	145,230	2,500
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	休日窓口収納金額（円）（27年度は見込）	32,442,600	29,739,600	31,857,500	17,197,688	22,883,339	20,529,622	—
	休日窓口収納件数（件）（27年度は見込）	1,270	1,070	1,353	707	744	841	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
職員手当等	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,438	職員手当等	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,879	職員手当等	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 特別区民税現年課税分徴収率(%)	96.99	97.20	97.57	97.70	97.72	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	23.13	25.65	28.55	27.28	28.84	
	③						

（問題点・課題分析）	<p>・平成26年度における臨時窓口での収納額は前年を約230万円下回ったが、件数は97件増加している。景気の回復傾向が少額滞納者にも波及したと考えられ、収納額が減少したが、収納件数が増加している。休日相談窓口の目的は納税相談となっているが、より多くの滞納者の来庁を促すための対策が必要である。</p> <p>・臨時窓口対応の職員は代休で対応しているため、差押等平日の職員体制に影響することや、経済情勢、天候などにも大きく左右される事業ではあるが、休日にしか相談できないという区民へのサービスの一環でもあり、継続する必要がある。</p>
	<p>（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）</p> <p>未実施：千代田区、港区、世田谷区、渋谷区、江戸川区</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	臨時窓口の効果的な開設日等を随時検討する。	試験的に連続する土日で窓口を開設したが、土日2日分の金額、件数は、他の日曜日1日分とほぼ同程度であった。	来庁者の傾向分析による効果的な窓口運用体制の検討に加え、臨戸によるの生活実態の調査実施を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-02	戦略プラン	○協働 ○業務 ●財務 ○人事
事務事業名	徴収嘱託員制度	部課名	区民生活部税務課	課長名
		担当者名	大野	内線
				2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 15年度		根拠	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために		
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進		
	施策	03 税収の安定的な確保		
目的	区民税等の収納率の向上を図るため、柔軟に臨戸できるフレックスな勤務体制、徴収実績に応じた能率給の支給等を特色とする徴収嘱託員制度を実施する。			
対象者等	区民税等の滞納者			
内容	①徴収嘱託員の勤務時間に、休日や夜間の時間帯を一定程度含ませ、滞納者との接触・交渉機会の拡大を図る。 ②徴収嘱託員報酬に能率給を採用し、徴収目標を達成しようとする意欲を湧かせるとともに、徴収の費用対効果の向上を図る。 ③滞納初期段階の滞納者や少額滞納者への速やかな対応により、新たな滞納の発生を抑制し、中長期的な徴収率の向上を図る。また、強制処分すべき滞納者を絞り込むことで、正規職員が差押等の滞納処分に専念できる執行体制とする。			
経過	①14年4月～8月・徴収嘱託員制度導入計画の作成・実施経費の算定・徴収嘱託員制度の法的な位置づけと業務内容の精査・適正な徴収嘱託員数の算出（組織体制）・徴収嘱託員の給与体系作成等 ②14年9月～・徴収嘱託員制度導入に係る滞納整理支援システムの導入・変更・徴収嘱託員制度設置要綱等の作成 ③15年1月～・徴収嘱託員採用に係る実務と研修計画作成等 ④15年4月～・徴収嘱託員制度導入 ⑤15年5月～7月・滞納整理支援システム最終チェック作業等 ⑥15年8月～・モバイル端末による訪問徴収の実施 ⑦17年4月～・滞納者との接触機会の拡大と収納率向上のため、徴収嘱託員による夜間電話催告を実施（平成19年度まで実施。平成20年7月から運用開始した納付案内センターにて、夜間電話催告を実施）			
必要性	小額滞納事案、滞納初期段階の滞納者への徴収対策として有効である。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） モバイル端末を導入し、滞納整理支援システムと結合することによって、訪問先での現金領収証発行、延滞金の自動計算、関連帳票の出力を行う。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		19,204	19,933	16,369	15,399	8,769	7,354
①決算額（27年度は見込み）		16,561	14,776	12,321	10,565	7,474	7,325	7,709
②人件費等		19,138	20,492	19,751	19,543	19,954	18,407	
③減価償却費			6,827	7,464	8,067	8,991	9,753	
【事務分担量】（%）		235	235	240	250	266	300	
合計（①+②+③）		35,699	42,095	39,536	38,175	36,419	35,485	7,709
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		35,699	42,095	39,536	38,175	36,419	35,485	7,709
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	徴収嘱託員数（人）	6	6	5	5	3	2	2
	徴収嘱託員徴収実績（千円）	113,577	100,953	85,839	76,504	61,637	61,443	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	徴収嘱託員報酬	5,970	報酬	徴収嘱託員報酬	5,762	報酬	徴収嘱託員報酬	5,970
共済費	徴収嘱託員保険料	638	共済費	徴収嘱託員保険料	706	共済費	徴収嘱託員保険料	846
一般需用費	消耗品（徴収事務用品等）	7	一般需用費	消耗品費	0	一般需用費	消耗品費	0
委託料	滞納整理支援システム	793	委託料	滞納整理支援システム	857	委託料	滞納整理支援システム	893
使用料	滞納整理支援システム端末使用料	66						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	特別区民税現年課税分徴収率(%)	96.99	97.20	97.57	97.70	97.72	
②	特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	23.13	25.65	28.55	27.28	28.84	
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・支払方法の拡充に伴い訪問徴収が必要な納税者が縮小しているため、訪問徴収と内部事務との兼務等、実態に即した働き方を検討する必要がある ・コンビニ、パソコン等で休日や夜間の支払いも可能となったため、フレックス制という徴収嘱託員の勤務形態の見直しを検討する必要がある
	他区の実況 （実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 墨田区、江東区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	能率給、勤務体制及び内部事務との兼務等徴収嘱託員制度の抜本的な見直しを検討する。	試験的に、徴収嘱託員に休日窓口業務に従事させた。	徴収嘱託員の事務内容及び勤務形態の見直しを検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-03	戦略プラン	○協働 ○業務 ●財務 ○人事
事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助	部課名	区民生活部税務課	課長名
		担当者名	大野	内線
				2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	納税貯蓄組合連合会補助		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	60年度	根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために		
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進		
	施策	03 税収の安定的な確保		
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付。			
対象者等	納税貯蓄組合連合会 86組合、1,039人の連合組織			
内容	平成27年度における事業計画は下記の通りである。 1 租税教育推進への取組み 2 期限内納税や振替納税制度の普及推進 3 e-TAX及びeLTAXの普及推進 4 広報活動の充実			
経過	納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的とし、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、昭和18年納税施行法が公布・施行された。昭和22年、この法律は廃止されたが昭和26年納税貯蓄組合法及び同施行令が制定・施行され、全国的に組合数・組合員数が急速的に増加した。昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。補助金は、都では、昭和54年度までは単位組合に対して交付していたが、55年以降は連合会に対する補助に変更された。荒川区では、納税貯蓄組合連合会に対し、昭和60年度から補助金を交付している。20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。			
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税奨励等への補助			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	720	720	520	520	520	520
②人件費等	814	872	847	826	832	773		
③減価償却費		291	311	323	338	325		
【事務分担量】（%）	10	10	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	1,534	1,883	1,678	1,669	1,690	1,618	650	
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源	1,534	1,883	1,678	1,669	1,690	1,618	650	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	組合数	98	98	98	90	93	86	—
	組合員数	1,547	1,547	1,547	1,337	1,313	1,039	—
	中学生の税の作文の応募数	1441	1,065	1,242	1,114	1,085	1,193	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	650

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	特別区民税普通徴収納期限内納納付率(%)	73.63	73.72	73.78	74.51	75.20	
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても活動を支援していくことが必要である。一方で、補助金対象の活動については区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している納税キャンペーンを、より効果的なものにしていく必要である。</p>
他区の実況	<p>(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)</p> <p>未実施：杉並区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助金対象となり得る事業の拡大を団体とともに検討していく。	納税促進に係るキャンペーンについて、団体とともに実施をした。	団体が行っている街頭啓発の中で、口座振替を始めとする各種の便利な納税方法を紹介する活動を、団体と共に進めていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	税収の安定的な確保に必要であり、優先度が高い。

況議会(要質問状)	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-04	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	納税奨励費		部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	
			担当者名	大野	内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-02	その他奨励費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成		不明年度	根拠			
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、特別徴収義務者に対する年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の確実な提出を担保する。 また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。						
対象者等	納税義務者等						
内容	(1) 年末調整説明会 税務署、都税事務所と共催で、給与支払報告書等の説明を行っている。 (2) たばこ小売業者に対する販促品の配布 (21年度からはたばこエチケットPR用品) (3) 税の作文・標語の区長表彰 租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、 間税会主催の「中学生の税の標語」について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。						
経過	・平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な面もあり休止した。12年度、13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRを主眼に販促品を配布を行っていた。近年は、たばこを取り巻く環境も大きく変化しており、21年度からは、たばこエチケットのPRにシフトチェンジして作成している。 ・申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、13年度以降各区共同による印刷を行わない取扱いとなった。これを契機に見直しを行い、ポスターの作成・掲出は廃止した。 ・20～22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。						
必要性	年末調整説明会等及び区民の納税意識の向上等を促進するために必要な事業である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) (1) 年末調整説明会実施(税務署、都税事務所との共催で実施) (2) 税に関する中学生の作文 夏休み期間中募集 (3) たばこ税PR用品の配布						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	2,180	2,626	424	395	357	352
①決算額(27年度は見込み)	1,900	1,794	325	327	334	342	349	
②人件費等	4,886	5,668	5,777	2,891	2,911	2,311		
③減価償却費		1,889	2,333	1,129	1,183	1,073		
【事務分担量】(%)	60	65	75	35	35	33		
合計(①+②+③)	6,786	9,351	8,435	4,347	4,428	3,726	349	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	6,786	9,351	8,435	4,347	4,428	3,726	349	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	たばこ税PR物品(数字は作成数)							
	ごみ袋							
	ボックスバック	130,000		65,000				
	ポケットティッシュ		50,000		37,000	37,000	37,000	37,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	305	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	305	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	310
使用料等	年末調整説明会場使用料	22	役務費	年末調整説明会場使用料	7	役務費	年末調整説明会場使用料	8
役務費	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	7	使用料等	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	30	使用料等	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	31

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	納期限内納付率(%)（納期限内完納額／調定額）	88.2	88.5	88.8	89.6	90.4	現年課税分（普徴・特徴・過年度合計）
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税のPR用品等の配布については、「公平の原則」「最小徴税費の原則」の観点からも、慎重に対応しなければならない。 ・納税貯蓄組合など税務関係団体との連携により、さらなる税込確保、納期内納付、課税資料及び変更届の提出等が進む方策を検討する。 ・たばこ税PR用品の配布については、税込確保と併せて環境への配慮、たばこ税の使われ方等をPRしていく必要がある。
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	口座振替キャンペーンにかわる口座振替促進策を検討する。	平成26年2月から開始したページーによる口座振替登録手続きについて、納税通知書、チラシ及びホームページ等でPRした	たばこ税PR用品配布の有効性について税関係団体と共に検証し、より高い効果が得られる方法を検討する
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	税込の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

況議 （要質 問状 会質 問状）	
------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
償還金利子等	過誤納金還付金	48,228	償還金利子等	過誤納金還付金	65,812	償還金利子等	過誤納金還付金	74,160

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 還付金が生じる原因は所得税の更正、決定によるものが大半を占める。当初以外にも随時対応しているため、当初予算額では不足が生じ、予備費充用等の事態も起きる可能性がある。 ・ 景気状況が改善していることに伴い、配当所得及び株式譲渡所得が増えることが考えられる。配当所得及び株式譲渡所得は過去の損失と通算することができるため、配当割及び株式譲渡所得割に係る還付金の増加が今後見込まれる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	処理の遅れによる還付加算金を発生させないために、迅速な事務処理を課内、税務署と検討する。	税務署との連携を密にしている。一方、所得税法の還付加算金に係る規定に対して変更要望を挙げ、法の改正に寄与した。	還付金、特に配当割及び株式譲渡所得割の実績等を考慮して、予算に不足が生じないように予測を綿密に図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

議会議事 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-06	戦略プラン	○協働 ○業務 ●財務 ○人事
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名
		担当者名	大野	内線
				2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	自動車臨時運行許可事務費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	30年度	根拠法令等	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例
終期設定	○有 ●無	年度		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために		
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進		
	施策	03 税収の安定的な確保		
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁(区)の許可により特例的に運行できることとすることで、車検を受ける者等の利便を図る。			
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等			
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 ② 運輸大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を与え、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。（有効期間：原則5日間）			
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。			
必要性	法の規定による事業である。			
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 申請に基づき許可証と自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸与する。 （許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		5	56	53	49	42	48
①決算額（27年度は見込み）		2	47	47	46	41	42	48
②人件費等		1,629	1,744	1,694	1,239	1,663	1,364	
③減価償却費			581	622	484	676	975	
【事務分担当】（%）		20	20	20	15	20	30	
合計（①+②+③）		1,631	2,372	2,363	1,769	2,380	2,381	48
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,631	2,372	2,363	1,769	2,380	2,381	48
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	許可件数（区民事務所分を含む）	609	652	577	524	532	496	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	41	需用費	消耗品費	42	需用費	消耗品費	48

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題分析）	未返却者への対応について、督促等で繰り返し連絡をしても返却がない場合、必要に応じて警察への通報等を行う等の対策を検討する
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	仮ナンバーの返却期限切れ数の推移を検証し、さらに未返却者への対応を徹底していく。	過去未返却だった者に対して、再度貸出す際は本人確認及び連絡先等の情報提供を徹底した。結果、26年度の未返却分は1件のみとなった	引き続き、貸出時に本人確認及び連絡先の情報を把握する。また、返却期間終了後は、速やかな返却を促す連絡を行う
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-07	戦略プラン	○協働 ○業務 ●財務 ○人事	
事務事業名	区税賦課徴収事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田
		担当者名	大野	内線	2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	区税等の支払方法の拡充			
	01-01-03	電子申告システム運用事業			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	地方税法等	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために			
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進			
	施策	03 税収の安定的な確保			
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費				
対象者等	納税義務者等				
内容	<p>・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。</p> <p>・区税賦課徴収事務費の主なものは、徴収嘱託員（非常勤職員）の報酬や保険料、滞納整理支援システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。</p>				
経過	<p>・平成10年度以降特別区民税の前納報奨金制度が廃止された。</p> <p>・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。</p> <p>・平成23年1月から、所得税確定申告書データを、全国一斉にエルタックスを通じて、各地方団体へ配信する国税連携が開始した。</p> <p>・平成21年度から税務専門指導員（非常勤職員）を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を行う。</p> <p>・平成21年7月納付案内センターを開設した。滞納者を出さない取り組みとして電話による納付案内を行う。</p> <p>・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入した。</p> <p>・平成22年度から滞納者宅の搜索開始</p> <p>・平成23年度からインターネット公売開始</p>				
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		252,018	115,722	109,014	106,655	96,082	107,267
①決算額（27年度は見込み）		235,802	99,523	99,079	94,780	90,433	105,233	110,211
②人件費等		231,860	225,150	229,101	216,220	210,395	240,201	
③減価償却費			75,008	86,240	87,064	88,590	126,269	
【事務分担量】（%）		2,847	2,582	2,773	2,698	2,621	3,884	
合計（①+②+③）		467,662	399,681	414,420	398,064	389,418	471,703	110,211
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		467,662	399,681	414,420	398,064	389,418	471,703	110,211
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区税収入の推移（千円）	14,965,997	14,423,850	14,589,235	14,928,955	15,393,555	15,820,130	15,727,256

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬/共済費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	17,303	報酬/共済費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	17,221	報酬/共済費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	20,280
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	7,655	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,017	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	14,157
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	29,495	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	31,120	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	33,384
委託料	その他の委託料	30,197	委託料	その他の委託料	39,493	委託料	その他の委託料	34,581
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	919	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	165	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	177
備品購入費	備品購入費	548	備品購入費	備品購入費	0	備品購入費	備品購入費	0
負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,316	負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,457	負担金補助及び交付金	その他の負担金	7,632

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 特別区民税現年課税分徴収率(%)	96.99	97.20	97.57	97.70	97.72	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	23.13	25.65	28.55	27.28	28.84	
	③ 特別区民税普通徴収納期納付率(納期納付額/調定額)(%)	73.63	73.72	73.78	74.51	75.20	

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 徴収率を向上させるためには徴収努力だけでは限界がある。 徴収率の分母となる調定額の精査、すなわち生活実態を十分に調査したうえで納税できない案件に対しては、滞納処分の執行停止を早い段階で進める必要がある。 滞納を発生させない仕組みとして、特別徴収（給与天引き）の比率をさらに高めていく必要がある。特別徴収のPR等を積極的に行っていく必要がある
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都主税局滞納整理専門職員の区への随時派遣を受ける。執行停止の基準作り等、都の滞納整理ノウハウを助言いただく	滞納整理のノウハウの一環として、臨戸訪問による生活実態の把握方法について、指導をいただいた	都からの随時派遣で習得した臨戸による生活実態の把握方法について、実務で実践していく
②	オール東京で組織する「個人住民税徴収対策会議」の中の特別徴収推進部会への参画等、年末調整説明会でのPRの実施を行う	チラシで特別徴収のPRを行った。またプライバシーに配慮し、特別徴収の税額通知書（納税義務者用）に圧着型の通知書を採用した。	特別徴収比率向上に向けて、他区市町村と連携して、特別徴収推進のための行動計画を策定を行っていく
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

議(要旨)問状	
---------	--